

パブリックコメント「第6期障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画（素案）」に寄せられた意見等と市の対応方針

○募集期間 : 令和2年12月1日（火）から令和2年12月20日（日）までの20日間

○意見総数 : 5件（3名）

| No | 項目  | 意見等（要約）  | 市の考え方   |
|----|---|--|---|
| 1  | 第2章 障がい者を取りまく現状<br>2 障がい福祉に関するアンケート調査結果<br>(8) 災害時の避難について | <p>「どこに避難すればいいかわからない」「避難方法がわからない」など、避難所に関する不安が挙げられている。障がい者用に福祉避難所があると聞いているが、福祉避難所を個人ごとに指定した方が、障がい者本人及びその家族の方にとっても安心がもてるようになるのではないかと。</p> <p>また、受け入れ側においても、どういう症状の人が避難してくるかわかり、受け入れ体制もとれやすくなるのではないかと。</p>   | <p>本市において、福祉避難所は二次避難所となっており、個別に避難所を指定するという体制とはなっておりません。</p> <p>しかし、ご意見のとおり、障がいのある人やその家族が安心して避難できるような体制を整備する必要があることから、避難行動要支援者に対し個別避難計画を作成する際には、関係課や福祉事業所等と連携し、事前に福祉避難所を指定する方法も取り入れてまいります。</p> |
| 2  | 第3章 計画の基本理念と体系<br>2 計画の基本目標及び基本施策                         | <p>計画の基本目標①を、まずは重点的に取り組んでほしい。特に未来を担う子供達への福祉教育に力を入れてほしい。地域社会の中で、日常的に障がい者を見かける機会は稀である。増してや、家族や近所に障がい者のいない環境下で育つ子供達にとって「障がい者」を理解するのは難しい事である。健常者の教師による講義やスクリーンでの福祉教育を受けても、身近なことと感じ難いと思う。どうして障がい者になったのか、どのように生活しているのか等、子どもたちに障がいのある人の声を聴いてほしい。</p> <p>また、障がい福祉に関するアンケート調査結果で、差別や偏見、疎外感を感じると回答した障がい者は、約半数を占めている。</p> <p>以上の結果からも、未来を担う子供達の理解は不可欠である。</p> | <p>第4章3(4)「保健・保育・教育・医療との連携」に「④福祉教育の推進」と項目を立てており、現在も市内の小中学校において、さまざまな福祉教育を実施しています。今後も、更なる福祉教育の充実を図るため、市教育委員会や学校に働きかけを行ってまいります。</p>   |

| No | 項目  | 意見等（要約）   | 市の考え方   |
|----|---|---|---|
| 3  | 第3章 計画の基本理念と体系<br>2 計画の基本目標及び基本施策                             | 計画の基本目標②～⑤については、十分な当事者参画を希望する。正に「私達の声を聴かずに決めないで」と言う障がい者の声を生かして頂きたい。   | 当事者参画については、南相馬市・飯館村地域自立支援協議会の委員として、障がいのある人やその家族に参加いただいております。今後も、障がいのある人の意見を反映することができる体制づくりに努めてまいります。  |
| 4  | 第4章 障がい者計画の施策の展開<br>3 障がいのある子どもへの支援の充実<br>(4) 保健・保育・教育・医療との連携 | 「③教育との連携」に、以下のような文言を含めること。<br>・障がいのある児童・生徒が充実した教育を受けられるよう、基礎的な環境整備の充実に努めます。<br>・一人ひとりの障がいの状態や、教育的ニーズ等に応じ、教育の公正な機会を保障するための合理的配慮の充実に努めます。<br><br>また、以下の項目を追加すること。<br>○インクルーシブ教育の推進<br>・「地域で共に学び、共に生きる教育」を推進するにあたって、障がいのある児童・生徒が「通常の学級」で生活し、かつ、障がいのない児童・生徒と共に学ぶ権利を保障します。 | ご意見を踏まえ、第4章3（1）「障がいのある子どもへの支援」に、下の項目を追加します。<br><br>④インクルーシブ教育の推進<br>障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学ぶことができるように、個別の教育的ニーズに応える指導を提供できる柔軟な仕組みを整備するとともに、各学校の教育環境の状況に応じて必要な合理的配慮が提供できるよう支援体制の充実に図ります。 |

| No | 項目  | 意見等（要約）   | 市の考え方  |
|----|---|---|--|
| 5  | <p>第4章 障がい者計画の施策の展開</p> <p>7 安心して暮らせる生活環境づくりの推進</p> <p>(4) 災害対策</p> | <p>「自主防災組織、民生委員・児童委員等との連絡、要配慮者の安否確認や自宅にいる要配慮者への支援」等があるが、民生委員で自宅に高齢者や障がいのある人等支援が必要な家族がいる場合、その家族を優先するのか、地域にいる要配慮者を優先するのか、市では対応を検討しているのか。前者を優先すると市の業務に支障をきたす恐れがあり、後者を優先すると民生委員等の業務や責任の重さから、今以上になり手が見つからなくなる。</p> <p>また、市職員だけでは対応できないから、民生委員や自主防災組織にも協力をお願いすると簡単に考えているのではないか。</p> | <p>市としては、災害発生時には民生委員・児童委員をはじめとした要配慮者を支援する方自身と家族の安全を確保した後、要配慮者の支援を行っていただきたいと考えております。</p> <p>また、市では現在、避難行動要支援者名簿や個別避難計画の策定など要配慮者支援対策に取り組んでおりますが、災害発生の初動期において、行政だけでは要配慮者の安全確保や安否確認などに限界があることから、平時をはじめ災害時において、民生委員・児童委員をはじめ、自主防災組織など地域全体での支援体制や相談支援事業所との連携強化が重要と考えております。</p> <p>今後も地域において要配慮者支援活動を継続的・専門的に行えるよう人材の確保、育成など関係課と協議しながら地域の防災ネットワークづくりとその推進に努めてまいります。</p> |